

令和 6 年 4 月 1 日

富士山市民のサロン「けやきかん」の利用者に係る無料駐車券の取扱基準

1 配布対象者

- ・「けやきかん」利用者とする。
- ・中高生等送迎を必要とする者が施設を利用した場合は、送迎をした者も対象とする。

2 提携駐車場

けやきかん東側駐車場「富士山御殿場P」 ※最大 43 台駐車可能

3 配布枚数

駐車無料券（200 円／1 時間）を利用時間に応じ、最大 2 枚を配布する。ただし、社会教育課が主催する事業については、この限りでない。

4 配布方法

- ① 「けやきかん」利用者は、来館時、利用者名簿に必要事項を記入する。
- ② 「けやきかん」利用者は、退館時、利用者名簿に退館時間を記入する。
- ③ 利用者が持参した駐車券を確認する。
- ④ 「けやきかん」を利用した時間（入館時間と退館時間から算出）に基づき、1 時間毎に 200 円（1 枚）の無料券を配布する。（実際に駐車した時間ではない。ただし、1 に規定する送迎については、無料駐車券を 1 枚配布する。）
- ⑤ 1 日に配布する枚数は、1 台当たり最大 400 円分（2 枚）までとする。ただし、社会教育課が主催する事業については、この限りでない。

5 その他

けやきかん東側市有地（旧社会福祉協議会跡地）を利用する場合は、利用予定団体は事前に利用について市と協議する。市より利用が承認された場合は、駐車場担当者を選出し、指定管理者と当該駐車場の管理及び鍵の取り扱いについて、打合せを行うものとする。ただし、駐車場担当者の選出が不可能の場合は、当該市有地を利用することができない。